

令和7年3月

小浜市農業委員会だより

編集と発行 小浜市農業委員会

発行日 令和7年3月31日

福井県小浜市大手町6番3号 TEL 0770-64-6022 FAX 0770-52-1401

ホームページ <https://www1.city.obama.fukui.jp/>

会長あいさつ

小浜市農業委員会 会長 松尾 志信



市民の皆様には、日頃の農業活動や農地保全活動に熱心に取り組んでいただきますとともに、農業委員会の業務に関しまして格段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、小浜市農業委員会では、現在、第25期の農業委員および農地利用最適化推進委員25名で「農地等の利用の最適化の推進」として遊休農地の発生防止・解消、農地の集積・集約化、新規参入の促進の活動に取り組んでおります。令和6年度は、市内において地域計画の策定のために各集落で地域農業の今後についての話し合いを開催いたしました。この話し合いをもとに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成し、この3月に「小浜市地域計画」を策定、公告する運びとなりました。ご協力いただきました皆様には感謝申し上げます。小浜市農業委員会は、引き続き「地域の話し合いのコーディネーター」として皆様と一緒に活動を行ってまいりたいと考えておりますので、将来の地域農業のためにご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積については、栗田区、中名田地区などを中心に実施することができました。地域の皆様と一緒に話合った成果であり、今後の地域農業の維持・発展のために一歩前進したと大変喜んでおります。関係者の皆様はご苦労もあったかと思いますが、ご尽力いただき誠にありがとうございます。

結びに、農業関係法令を遵守しながら関係機関と一体となって、地域農業の持続的発展に邁進していく所存でございますので、引き続きご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げ、発刊にあたってのごあいさつとさせていただきます。

農業者年金に加入して安心で豊かな老後を！

■農業者年金の特徴

①農業者なら誰でも入れる「終身年金」

保険料は月額2万円から6万7千円の間で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

※35歳未満で一定の要件を満たす方は、月額1万円から選択できます。

②認定農業者かつ青色申告者の方など、一定の要件を満たす方には、
保険料の国庫補助があります。

③支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になります。

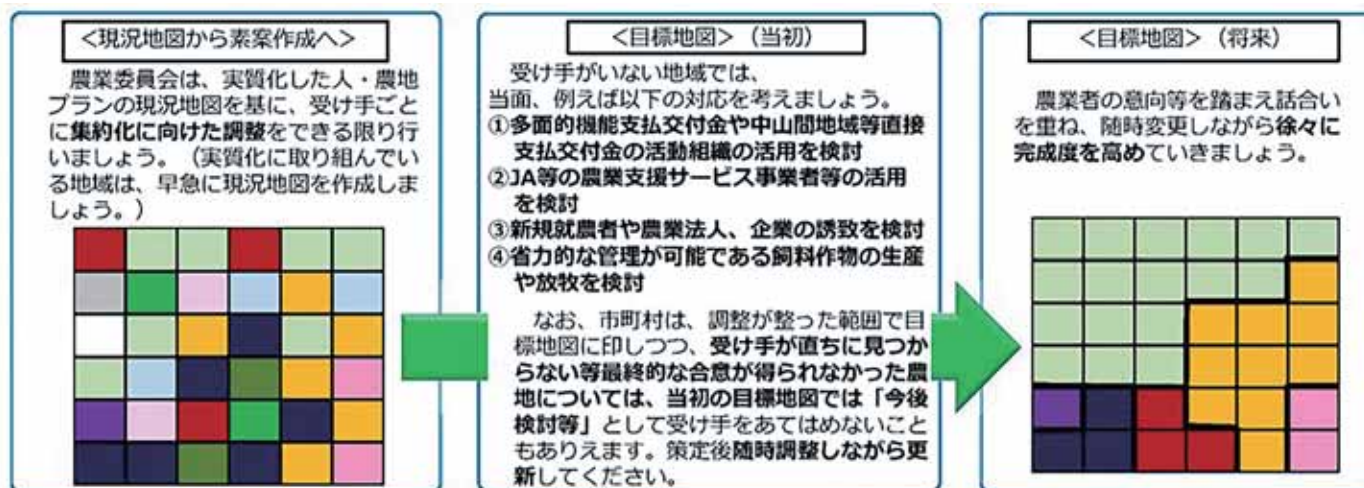
■加入要件

①20歳以上60歳未満 ②国民年金の第1号被保険者 ③年間60日以上農業に従事

「小浜市地域計画」が策定されました！

「地域計画」とは、これまでの「人・農地プラン」を法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するもので、小浜市では令和7年3月までに15地域において策定が完了しました。また「地域計画」では、10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を併せて作成しています。「目標地図」については、地域の現状や将来の構想を踏まえて随時更新をしていくこととしております。

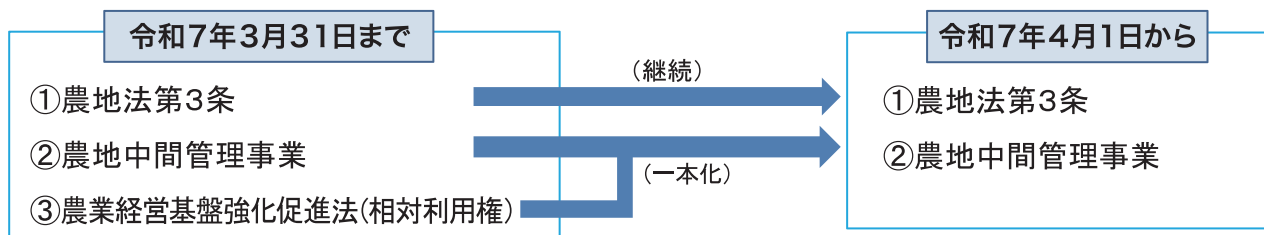
《目標地図のイメージ図》 ※地域計画策定マニュアル（農林水産省）抜粋



「地域計画」策定で変わります！

●農地の貸し借りの手続きの方法が変わります！

「地域計画」策定後の農地の貸し借りについては、これまでの農用地利用集積計画に基づく利用権設定（相対契約）が廃止され、農地中間管理機構または農地法3条の貸借契約のどちらかを選んでいただくことになります。



●各種補助金の要件のひとつになります。

農業関係補助金について、「地域計画」に地域内の農業を担う者として位置付けられていることが必要となる場合があります。補助金の要件等、詳しくは農林水産課までお問い合わせください。

●「地域計画」区域内の農地は原則転用できません！

「地域計画」には目標地図が添付されており、各地域で話し合った「守るべき農地」が設定されています。この区域内の農地を転用したい場合は、農業振興地域整備計画の変更（農振除外）が必要なほか、地域計画の変更も必要となります。手続きについては、農林水産課へご相談ください。

地域計画策定までの取組事例

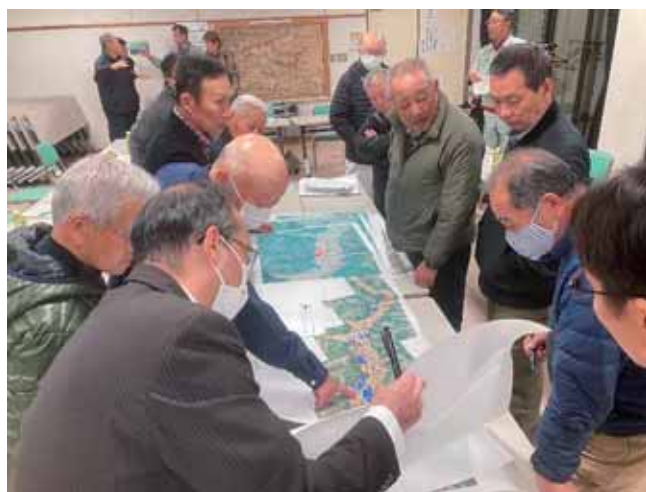
○中名田地区

①地域農業の将来について地元関係者で話し合い

・参加者 区長、農家組合長、土地改良役員、担い手
農業委員、農地利用最適化推進委員、市職員

②話し合いの内容

まず出席者から各集落の現状等を確認。市から地域計画の説明を行ったあと
目標地図の作成に必要な「将来守るべき農地の範囲」と「その範囲内の農地
1筆ごとの耕作者」について話し合いを実施。



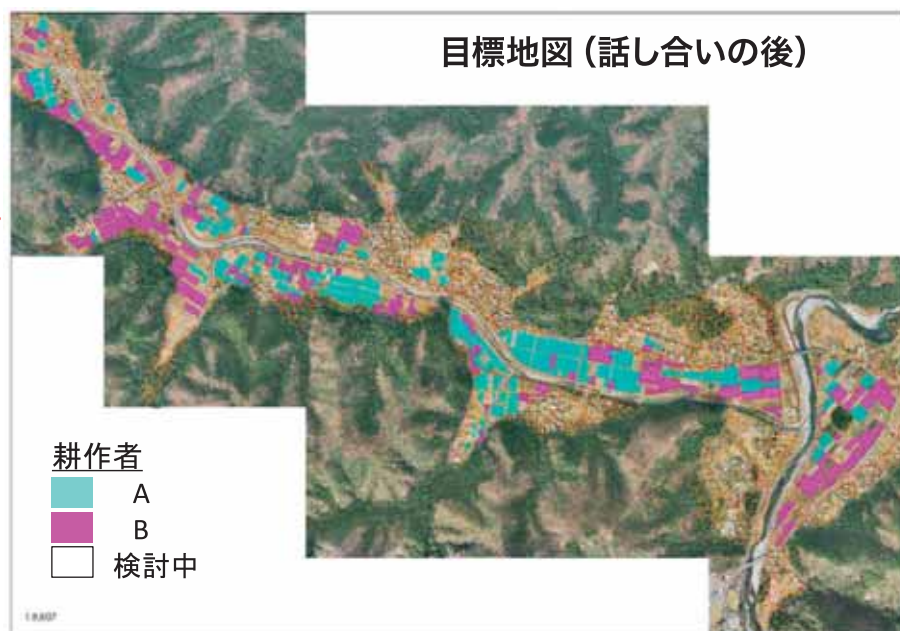
話し合いの様子



主に耕作者 A、B で農地を割り振った。引き続き地権者が管理していく一部の農地に関しては、今後検討の余地があるという事で白塗りとした。

③話し合いの結果

中名田地区における将来の農業の在り方について地域の意向を確認することができた。
今後永続的に農地の管理ができるよう、土地改良を目指していきたい。



農地法申請手続きについて

農地はかけがえのない食糧生産の場であることから、自由に売買できる宅地などと異なり、売買による所有権移転などや宅地などに転用する場合は、農地法の許可が必要です。

○農地法3条申請について

農地の売買や貸借を行う場合の申請です。農地の受け手となる申請者は、次の全ての条件を満たす必要があります。許可後は耕作することが求められます。

【全部効率利用要件】

・申請農地を含め、所有している農地または借りている農地の全てを効率的に耕作すること。

【農地所有適格法人要件】

・法人が所有権を取得する場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。

【農作業常時従事要件】

・譲受人又は世帯員等が農作業に常時従事すること。

※原則150日以上

【地域との調和要件】

・申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

◆農地を相続したときは必ず相続登記をしてください。

農地を相続したら、必ず相続登記(亡くなった方が所有していた農地等の不動産の名義を相続人に変更)を行い、農業委員会へ届け出てください。

(農地法第3条の3第1項の規定による届出)

※相続手続きができていないと、農地の売買や耕作者への貸付、農地を担保にしたお金の借入などができません。

○農地法4条・5条申請について

農地を転用する際、所有者自身が転用する場合は4条申請、所有者と転用者が異なる場合は5条申請を行ってください。転用の許可については、左表にある農地の立地条件により許可の方針が異なります。

地域区分 (ゾーニング)	農 地 区 分		許 可 の 方 針
農業振興地域	農 用 地 区 域		原則不許可 ・除外6要件を満たし、転用許可が見込める場合のみ、農用地区域から除外し、農地転用ができる
	農用地区域外	1種農地 ・集団農地(10ha以上) ・土地改良実施農地など	例外許可 ・集落接続の住宅等(500㎡以内) ・他の農地に替えられないことなど
		2種農地 ・3種農地に近接する農地 ・集落内農地など	例外許可 ・集落接続の住宅等(500㎡以内)など
		3種農地 ・駅から300m以内の農地 ・公共2施設(小学校・保育園等)から500m以内にあり、水管下水管が埋設されている道路の沿道の農地など	原則許可 (土地造成のみの転用はできない)
	都市計画区域内用途地域	3種農地 用途地域内農地	原則許可(土地造成のみ可)

※ 農地の盛土等のために建設用残土を使用する場合については、一時転用許可申請が必要となることがあります。手続きについて農業委員会までお問い合わせください。

農地を許可なく転用した場合、違反転用者には、県知事が工事を中止させ、元の農地に復元させることがあります。これに従わない場合は罰則があります。

農業委員会活動について

農業委員会・農地利用最適化推進協議会

農地法の許可申請や各種届け出の審議、地域の農業の方向性や農地集積に関する話し合いなどを行っています。



地域での話し合い

5～10年後を見据えながら、農地集積の取り組みや地域農業の今後について、地域の方々話し合いを行っています。



現地調査・農地パトロール

農業委員会の審議案件の現地確認や、農地パトロールを通じた遊休農地の調査などを行っています。



研修会への参加

地域での話し合いの調整や担い手組織の設立など業務推進のための研修会に参加しています。



農地の賃借料情報 (令和6年度 農地の実勢賃借料)

農地を貸し借りする際には、賃借料情報を参考としつつも、収穫量や圃場条件等を踏まえた上で、当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただきますようお願いいたします。

地区	地目	平均額	最高額	最低額	データ数
小浜・雲浜・西津	田	4,000円	4,000円	4,000円	1筆
内外海	田	4,082円	4,082円	4,082円	1筆
国富	田	7,054円	10,000円	2,000円	26筆
宮川	田・畑	4,954円	6,000円	2,500円	427筆
松永	田	6,355円	8,000円	2,500円	709筆
遠敷	田	7,056円	8,000円	2,500円	116筆
今富	田	4,240円	9,500円	1,500円	25筆
口名田	田・畑	3,000円	3,000円	3,000円	38筆
中名田	田・畑	5,000円	5,000円	5,000円	11筆

※平均額と筆数には、無償および物納により賃借料を設定している農地は含んでいません。

※平均額は、賃借料の合計を筆数で割って求めた額です。

農地の貸付や集積、転用など農地に関わることは、農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。

第 25 期 農 業 委 員



内田 篤宏 (甲ヶ崎)



河嶋 幸男 (遠敷二丁目)



福永 信明 (熊野)



岡田 昌樹 (野代)



松尾 志信 (竹長)



岡本 康次 (上野)



和田 千代 (下根来)



赤尾 裕子 (木崎)



早 俊夫 (相生)



東 清俊 (下田)

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員

内 外 海



池田 茂則 (泊)



今井 誠一 (若狹)



吉村 寿芳 (奈胡)



高島 佐太一 (太良庄)



藤田 武治 (羽賀)

加 斗



森 德行 (西勢)



清水 正彦 (本保)



池田 雅史 (生守)



東野 重樹 (府中)



高田 勝之 (尾崎)

宮川・松永・遠敷

今 富

中 名 田

口 名 田



地村 敏幸 (飯盛)



坂下 憲治 (上田)



大江 定右子門 (和多田)



橋本 長一朗 (相生)



田中 政喜 (谷田部)